

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて
請議します。

令和6年5月15日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校(愛知県立とよはし中学校)を設置すること
に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部改正の概要

1 概要

愛知県立中学校(愛知県立とよはし中学校)を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 理由

愛知県立中学校の教育課程及び組織に関する事項を定める。また、中学校の運営のために、校務をつかさどることのできる副校長を配置する必要があるため。

3 内容

- (1)夜間中学において、特別の教育課程を編成することができることとする。
- (2)愛知県立中学校に校務をつかさどる副校長を置く。
- (3)愛知県立中学校の組織において、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事を置く。

4 施行日

令和6年6月1日

愛知県立学校管理規則の一部改正について

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十二年教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 愛知県立とよはし中学校にあつては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条において準用する同令第五十六条の四の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

第十条の見出しを「（副校長及び教頭）」に改め、同条第一項中「愛知県立刈谷東高等学校」を「愛知県立とよはし中学校、愛知県立刈谷東高等学校」に改め、同条第二項中「受け」の下に「愛知県立とよはし中学校にあつては校務を」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 愛知県立とよはし中学校には、教頭を置かない。

第十一条第一項、第十一条の四第一項及び第十一条の五第一項中「高等学校」を「中学校、高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

(教育課程の編成)

第二条 略

2| 愛知県立とよはし中学校にあつては、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十九条において準用する同令第五十六条の四の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものとする。

3| 別表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」)という。にあつては、学校教育法施行規則第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」)という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

4| 略

(副校長及び教頭)

第十条 愛知県立とよはし中学校、愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にお特別支援学校に、副校長を置く。

2| 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立とよはし中学校にあつては校務を、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる。

旧

(教育課程の編成)

第二条 略

2| 別表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」)という。にあつては、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」)という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

3| 略

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にお特別支援学校に、副校長を置く。

2| 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる。

3 | 愛知県立とよはし中学校には、教頭を置かない。

(教務主任)

第十一条 中学校、高等学校及び特別支援学校の各部に、教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 略

(生徒指導主事)

第十一条の四 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 略

(進路指導主事)

第十一条の五 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 略

(教務主任)

第十一条 高等学校及び特別支援学校の各部に、教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 略

(生徒指導主事)

第十一条の四 高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 略

(進路指導主事)

第十一条の五 高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 略